

議案第51号

専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市市税条例等の一部を改正する条例制定について

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 専決処分する事項

甲府市市税条例等の一部を改正する条例制定について

2 専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、甲府市市税条例等を直ちに改正する必要性が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第29条の4の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第29条の5の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第32条の10第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第36条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第37条の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第73条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第74条の2第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第74条の2第1項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第171条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第5条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第5条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第5条の2第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とする。

附則第6条の2の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項中「平成31

年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第7条、第8条及び第11条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条、第13条の2及び第14条中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条中「第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項」を「第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項」に改め、「から第50項まで」を削り、「第34項又は法」を「第33項又は」に改める。

附則第20条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

(甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市市税条例の一部を改正する条例（令和元年5月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、甲府市市税条例第20条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第2条第1項及び第3条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の甲府市市税条例

(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の4第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第29条の5第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第29条の5第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第15条の規定の適用については、同条中「、第42項から第44項まで若しくは第48項」とあるのは「若しくは第42項から第44項まで」とする。

(甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 甲府市市税条例の一部を改正する条例(平成27年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成

34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第5条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 甲府市市税条例の一部を改正する条例(平成31年3月条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年3月条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2条、第3条及び第4条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。